

**製造事業所の皆さんへ
「工業統計調査」にご協力を**

平成24年工業統計調査(12月31日現在)を行います。12月から平成25年1月にかけて調査員がお伺いします。内容は、統計法に基づき秘密が厳守されますので、正確なご記入をお願いします。

▼総務課
☎23局3506 FAX23局0180

**水道・排水設備指定工事店の
新規追加**

給水工事は、田原市指定給水装置工事店へ、公共下水道等に接続する場合は、田原市排水設備指定工事店へ必ずお申し込みください。

新規追加

・株式会社平本管工
☎(0532)54局0388
▼水道課
☎23局3532 FAX22局3184
▼下水道課
☎23局3525 FAX22局3184

下水道を正しく使いまじょう

▼下水道接続にご協力を！
下水道は、私たちの家庭などから

出る生活排水をきれいにし川や海に戻し、快適な生活環境をつくるとともに、海や川を汚染から守るための施設です。

下水道を使える区域でまだ接続していない方は、接続にご協力ください。

◆異物を流さないで！

下水道施設へ異物が流入すると、故障の原因になり、適切な污水处理ができなくなります。

水洗便器に、トイレトーパー以外のものを流さないようにしましょう。

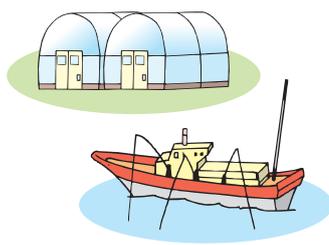
▼下水道課
☎23局3525 FAX22局3184

税

償却資産の申告

法人や個人で工場や事務所、アパート、農業などを営んでいる方が所有している事業用の有形固定資産のうち、土地、家屋、自動車(軽自動車含む)以外のものは、償却資産として固定資産税の課税対象となり、申告が必要です。

原則として、決算のときに減価償却資産として計上したものは、すべて対象となります。ただし、構築物であっても家屋として固定資産税の対象となるものや、自動車・原動機付自転車および一部の農耕用トラクターなどの自動



償却資産の対象となる資産(例)

区分	資産
①構築物	温室・育苗用ハウス、ビニールハウスやアクリルハウスなどの各種ハウス・アパートのフェンス・駐車場の舗装 など
②機械および装置	暖房機・温風機・消毒機・結束機・花選別機・花用冷蔵庫・灌水設備・二重カーテンなどの農業用機械および装置、旋盤・プレスなどの産業用機械および装置 など
③船舶	ボート・漁船 など
④航空機	飛行機・ヘリコプター など
⑤車両および運搬具	フォークリフト・構内運搬車 など
⑥工具・器具および備品	エアコン・パソコン・机・いす・陳列ケース など

車税、軽自動車税の課税対象となるものは償却資産の範囲から除かれます。

所有している償却資産に変更がなくても、取得価額の合計が免税点以下であっても、申告は毎年必要です。該当する資産がある場合は、平成25年1月1日現在の所有状況を1月31日(木)までに申告してください。申告書は12月中旬ごろに送付します。

◆電子申告について

インターネットで地方税の手続きができる「エルタックス」を利用して、償却資産の申告が可能です。詳しくはエルタックスホームページ (<http://www.eltax.jp/>) をご覧ください。

▼総務課
☎23局3510 FAX23局0180

寄付

次の方からご寄付をいただきました。ご厚意に感謝します。

▼11月1日、三河ミクロン株式会社 代表取締役 彦坂直政様から市立小中学校・保育園の花いっぱい運動の推進および環境教育の向上のため、草花用培土バラ33㎡、袋840袋。